

【資料】 国際海洋法裁判所「豊進丸事件」 (早期釈放) 2007年8月6日判決

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「第88豊進丸事件」 (日本対ロシア連邦) (早期釈放) 国際海洋法
裁判所判決

判決

柳井裁判官個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2007年8月6日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡した「豊進丸事件」 (早期釈放、日本対ロシア) (第14号事件) に関する判決である。

第88豊進丸 (以下、「豊進丸」) は、日本の会社が所有する漁船であり、富山県で登録された。同船は、2007年6月1日にロシア排他的経済水域内でロシアからの操業許可を得て操業している際に、ロシア当局からロシア法令違反の嫌疑で拿捕されロシアの港に抑留された。日本政府は、同年7月6日にITLOSに、同船とその乗組員の早期釈放を求めて提訴し、裁判所は翌月8月6日に判決を言い渡した。本資料は、この判決を訳出したものである。

早期釈放 (prompt release) は、国連海洋法条約が創設した特別の制度である。海洋法条約は、条約締約国の法令 (漁業・環境関係) の違反を理由に外国船舶・乗組員を抑留している場合、その国は、その船舶と乗組員を、合理的な保証金の支払または他の金銭上の保証 (銀行保証など) の提供を条件に、速や

かに釈放しなければならないこととした（73条2項、226条1項(b)）。その抑留国がこれらの規定を遵守することを担保するのが、早期釈放の裁判であり、292条がその仕組みを定めている。本件豊進丸事件と同日に判決が言い渡された第53富丸事件（第15号事件）までにITLOSに付託された15件の事件のうち早期釈放の事件は9件を数え、早期釈放裁判はITLOSが発足して約10年間のITLOSの活動を特徴づける重要な裁判となった（なお、第53富丸事件以降は早期釈放事件はITLOSに付託されていない）。

ITLOSに付託された早期釈放事件の多くは、抑留国が釈放の条件として示した保証金の金額が高額に過ぎることが「合理的」といえるかどうかを争点としており、裁判所は保証金の金額の算定要素をそれぞれの事件ごとに示してきた。この豊進丸事件でも、ロシアが示した保証金の金額（2,500万ルーブル、後に2,200万ルーブルに減額）が合理的でないとして、裁判で争われた。裁判所は、合理的な保証金の額は1,000万ルーブルである、と判示した。

判決後、第88豊進丸の船主は8月15日までに保証金1,000万ルーブル（約4,600万円）をロシア政府に送金する手続を完了し、8月16日にロシア政府は同船と船長・乗組員を釈放した¹⁾。

なお、日本政府は、本件の第88豊進丸と同時に前述の第53富丸の早期釈放をITLOSに申し立てており、裁判所は、豊進丸事件判決と同日に富丸事件について判決を言い渡した。この富丸事件判決は、別稿で訳出する予定である。

1) 平成19年8月16日付外務省報道発表、2007年8月17日付国際海洋法裁判所プレスリリース（ITLOS/Press 114）。

【翻訳】「第88 豊進丸事件」（日本対ロシア連邦）（早期釈放）国際海洋法裁判所判決

目 次

序	1～26項
事実の概要	27～51項
管轄権	52～59項
受理可能性	60～69項
海洋法条約73条2項の不遵守	70～94項
保証金または他の金銭上の保証の額と方式	95～101項
主文	102項

判 決

臨席者：WOLFRUM所長；AKL次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、YANKOV、KOLODKIN、PARK、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、TREVES、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、TÜRK、KATEKA、HOFFMANN各裁判官；GAUTIER書記

下記の者により代表される日本と下記の者により代表されるロシア連邦の間における豊進丸事件において

(両当事国代表団リスト：略)

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

序

1. 2007年7月6日、国連海洋法条約（以下、「海洋法条約」または「条約」とする。）292条に基づき、日本から、ロシア連邦を被告とする第88豊進丸（以下、「豊進丸」とする。）及びその乗組員の釈放に関する申立訴状（Application）が、裁判所書記に電子メールで提出された。この申立訴状には、2007年7月6日付の日本国外務省国際法局長である小松一郎氏からの書簡が添付されていた。この書簡は、日本国外務大臣が小松氏を日本国の代理人に任命したことを裁判所書記に通知する文書を、送付するものであった。この書簡は同時に、裁判所書記に対し、在ハンブルグ・日本国総領事である石原忠勝氏を共同代理人に任命したことを、通知した。本件申立訴状と日本国代理人の書簡の原本は、2007年7月9日に届いた。
2. 2007年7月6日に、本件申立訴状の写しが電子メール及びファクシミリで在ベルリン・ロシア連邦大使館に送付された。2007年7月10日に、本件申立訴状の原本の認証謄本が在ベルリン・ロシア連邦大使館に送付された。
3. 2007年7月6日付の口上書で、裁判所書記は、ロシア連邦外務大臣に対し、国際海洋法裁判所規則（以下、「ITLOS規則」とする。）111条4項に基づき、ロシア連邦は弁論開始の96時間前までに反論書（Statement in Response）を提出することができることを、通知した。
4. 2007年7月9日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規則112条3項に基づき、本件申立てに係る弁論の開始日を2007年7月19日と定めた。この命令は、直ちに両当事国に通知された。
5. 本件申立ては第14号事件として総件名簿に記載され、本件事件は「豊進丸事件」と名付けられた。
6. 2007年7月9日付の口上書で、裁判所書記は、国際海洋法裁判所規程（以下、「ITLOS規程」とする。）24条3項に基づき、海洋法条約の締約国に対して本件申立てについて通報した。
7. 2007年7月10日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条に従い、両当事

国の代表と協議を行い、所長は本件裁判手続の問題に関して両者の意向を確認した。日本国代表はこの協議の場に参加し、ロシア連邦代表は電話で参加した。

8. 2007年7月11日に、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件申立訴状が受理されたことを、通報した。

9. 2007年7月11日に、裁判所書記は、ロシア連邦外務省第一次官からの同日付書簡で、ロシア連邦の代理人としてロシア連邦外務省法務部次長Evgeny Zagaynov氏を任命したことの通知を受けた。この書簡により、裁判所書記は、在ハンブルグ・ロシア連邦総領事Sergey Ganzha氏を共同代理人に任命したことの通知を受けた。

10. 2007年7月12日付の書簡で、裁判所書記は、日本国共同代理人に対し、ITLOS規則63条1項及び64項3項に従い、すべての証拠書類を提出するよう要請した。2007年7月18日に申立国はその証拠書類を提出し、その写しがロシア連邦に送付された。

11. 2007年7月13日、17日及び18日に、申立国は、本件申立てを支持するための追加書類を提出し、その写しがロシア連邦に送付された。

12. 2007年7月15日に、ロシア連邦は反論書を提出し、その写しが直ちに日本国代理人に送付された。2007年7月16日及び19日に、ロシア連邦は、その反論書を支持するための追加書類を送付した。その写しが日本国に送付された。

13. 2007年7月17日に、ロシア連邦代理人は、反論書について2箇所の訂正を当裁判所に送付した。これらの訂正は正式のものであり、ITLOS規則65条4項に基づき、裁判所長の許可を得て受理された。

14. 2007年7月18日付及び21日付の書簡で、裁判所書記は、ロシア連邦の共同代理人に対して、ITLOS規則63条1項と64条3項に基づき、すべての証拠書類を提出するよう要請した。2007年7月24日にロシア連邦の代理人はその証拠書類を提出し、その写しがITLOS規則71条に基づき日本に送付された。

15. 2007年7月17日に、当裁判所は、ITLOS規則68条に基づき口頭手続の開始に先立ち冒頭評議を行った。

16. 2007年7月18日及び19日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条に基づき、両当事国の代理人と協議を行った。2007年7月18日の協議において、裁判所長は、両代理人に対し、当裁判所が両当事国に弁論で特に取り上げてもらいたいと考える論点リストを通告した。

17. ITLOS規則67条2項に基づき、訴答書面の写し及び訴答書面の付属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。

18. 2007年7月19日、20日及び23日に4回の公開廷において、次の者による口頭陳述が行われた。

日本国のために： (陳述者名略)

ロシア連邦のために： (陳述者名略)

19. 2007年7月20日に、ロシア連邦の副代理人であるAlexey Monakhov氏は、ロシア語で陳述を行った。ITLOS規則85条に従って、彼の陳述が裁判所の公用語に通訳されるよう必要な措置がとられた。

20. この口頭手続の場において、両当事国の代表が、前述16項で触れた論点を取り上げた。その後、2007年7月19日及び23日に、申立国がこの論点に対する書面による回答を提出した。

21. 2007年7月20日に、当裁判所が取り上げるよう希望した諸問題の一覧を、両国代理人に通告した。その後、2007年7月23日に申立国が、2007年7月24日に被告国が、これらの問題に対する書面による回答を提出した。

22. 日本の申立訴状及びロシア連邦の反論書において、以下の申立主張 (submission)²が両当事国から示された。

日本国のために

本件申立訴状の記述より

「申立国は、国連海洋法条約 (以下、『条約』とする。) 292条に基づき、国際海洋法裁判所 (以下、『裁判所』とする。) に対し、以下の内容の判決を言い渡すよう要請する。

(a) 裁判所は、被告国が条約73条2項に基づく義務に違反して第88豊進丸 (以下、『豊進丸』とする。) 及びその乗組員の抑留に関する本件申立てを審

【資料】国際海洋法裁判所「豊進丸事件」（早期釈放）2007年8月6日判決

理する管轄権を有すると、宣言すること、

- (b) 申立国の本件申立ては受理可能であること、申立国の主張は十分な根拠があること、及び、被告国は条約73条2項に基づく義務に違反したこと、を宣言すること、並びに、
- (c) 被告国に対し、裁判所が合理的と考える条件で豊進丸及びその乗組員を釈放するよう、命じること。」

ロシア連邦のために

反論書における記述より

「ロシア連邦は、裁判所に対し、日本の申立訴状の1項で求められた命令を棄却するよう、要請する。ロシア連邦は、裁判所に対し、以下の命令を言い渡すよう要請する。

- (a) 日本の本件申立ては受理できないこと、
- (b) 仮にこの(a)が認められない場合、申立国の主張は十分な根拠がないこと、及び、ロシア連邦は国連海洋法条約73条2項に基づく義務を履行したこと。」

23. 申立国は、本件申立訴状において上記申立主張を示した後に、2007年7月18日付の書簡において追加的な陳述書を提出した。その内容は以下である。

「明確性を期するため、日本国政府は、次のことを明らかにしておきたい。すなわち、国連海洋法条約73条及び292条に基づき提出した第88豊進丸事件における本件申立ては、ロシア連邦が、合理的な保証金の支払または合理的な他の金

-
- 2) 訳者注：国連海洋法条約において、早期釈放を裁判所に要請する手続きを application といい、公定訳では「申立て」の語が用いられている（292条2項）。他方、国際裁判における両当事国の主張の結論の部分を通常は submission といい（ITLOS 規則 62条、また ICJ 規則 49条）、これも「申立て」の訳が用いられるのが一般である。つまり、application（申立て）に submission（申立て）が記されることになるが、従来の訳語を用いると両者が区別できない。本資料では、application は「申立て」または「本件申立て」と訳し、submission は「申立主張」と、訳し分けることとした。またこれとの関連で付言すると、本稿では、この早期釈放の申立てを開始する手続のための書面を「申立訴状」、申立てを行う側の国（Applicant）を「申立国」と訳した。いずれも公定訳はない。後者については「申立人」と訳す例が多いが、ここでは国であることを明確にした方が分かりやすいと考え「申立国」と訳した。

銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を遵守しなかったことに、関係するものである。第88豊進丸の釈放に係る保証金が定められたのが遅かったが、日本国はその額は合理的ではないと考える。

したがって、その保証金の額の設定は、ロシア連邦が、合理的な保証金の支払または合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を遵守しなかったことについての紛争を、解決していない。日本国は、保証金が定められなかった事情に関する申立主張は口頭手続において行う必要がないことから、本件申立訴状に記されているその他の事項を取り上げることとしたい。」

24. 2007年7月19日に、被告国は、口頭手続の開始に先立って追加的な陳述書を提出した。その内容は以下である。

「豊進丸事件に関して日本国代理人が明確性を期して提出した書面について、ロシアは、この書面に記された主張を受け入れるつもりはないことを、述べておきたい。申立国の陳述内容とは異なり、実際には、保証金の額の設定は、遅滞することなく合理的な期間内に定められた。我々は、申立国が『日本国は、保証金が定められなかった事情に関する申立主張は口頭手続において行う必要がない』と述べていることに留意する。しかし、この陳述書は、被告国が国連海洋法条約の関連規定に基づく自国の義務を少なくとも部分的に遵守していないことを、示している。我々は、このことに同意できない。」

25. ITLOS規則75条2項に従い、両当事国は、2007年7月23日に弁論を終えるに当たり次の最終申立主張を示した。

日本国のために

「申立国は、国際海洋法裁判所（以下、「裁判所」とする。）に対し、以下の内容の判決を言い渡すよう要請する。

(a) 裁判所は、被告国が国連海洋法条約（以下、「条約」とする。）73条2項に基づく義務に違反して第88豊進丸（以下、「豊進丸」とする。）の抑留に関する本件申立てを審理する管轄権を有すると、宣言すること、

【資料】国際海洋法裁判所「豊進丸事件」（早期釈放）2007年8月6日判決

- (b) 申立国の本件申立ては受理可能であること、申立国の主張は十分な根拠があること、及び、被告国は条約73条2項に基づく義務に違反したこと、を宣言すること、並びに、
- (c) 被告国に対し、裁判所が合理的と考える条件で豊進丸を釈放するよう、命じること。」

ロシア連邦のために

反論書における記述より

「ロシア連邦は、国際海洋法裁判所に対し、日本の申立訴状の1項で求められた命令を棄却するよう、要請する。ロシア連邦は、裁判所に対し、以下の命令を言い渡すよう要請する。

- (a) 日本の本件申立ては受理できないこと、
- (b) 仮にこの(a)が認められない場合、申立国の主張は十分な根拠がないこと、及び、ロシア連邦は国連海洋法条約73条2項に基づく義務を履行したと。」

26. 2007年7月25日付の書簡において、日本国の代理人は、最終申立主張の(a)と(c)の部分の誤りの訂正を要請した。その誤りとは、「及びその乗組員」の語が純粋に事務的なミスにより入れられなかったことである。この訂正は、ITLOS規則65条4項に基づき裁判所長の許可を得て、認められた。

事実の概要

27. 豊進丸は、日本国の旗を掲げて航行する漁船である。その船主は池田水産(株)であり、日本において法人化された会社である。豊進丸の船長は、高橋昇司氏である。豊進丸の乗組員17名（船長を含む）は、日本国籍を有している。

28. 船舶登録証によると、豊進丸は、2004年3月24日に、日本の富山県下新川郡入善町の漁船原簿に登録された。2007年5月14日、ロシア連邦は、豊進丸に対し、ロシア連邦の排他的経済水域の3海域でのサケ・マス（salmon and trout）の流し網漁についての漁獲許可証を発行した。この漁獲許可証に基づ

き、豊進丸は、2007年5月15日から7月31日の期間、次の魚種について漁獲許可が与えられた。すなわち、ベニザケ (sockeye salmon) 101.8トン、シロザケ (chum salmon) 161.8トン、カラフトマス (sakhalin trout) 7トン、ギンザケ (silversalmon) 1.7トン、及びマスノスケ (springsalmon) 2.7トンである。

29. 2007年6月1日、豊進丸がカムチャツカ半島東岸沖合のロシア連邦排他的経済水域内で漁獲を行っていた時に、ロシアの漁業取締船から停船命令を受けた。そして、豊進丸は、ロシア連邦の連邦保安庁北東沿岸国境警備局国家海洋監督部 (以下、「国家海洋監督部」とする。) の監督チームにより乗船を受けた。申立国によると、同監督チームが乗船した時、豊進丸は北緯56度09分、東経165度28分の位置にあった。この地点は、ロシア連邦の排他的経済水域内にあり、豊進丸が漁獲の許可を得ていた場所であった。

30. 国家海洋監督部の漁業監督官は、豊進丸に乗船した後に同船について立入検査を行った。2007年6月1日に国家沿岸警備上級監督官が作成した検査調書第003483号は、次のように記録している。

[被告国によるロシア語からの英訳]

「国家海洋監督部の監督官は、第10船倉と第11船倉を検査しているとき、シロザケの層の下にベニザケを発見した。

かくして、犯罪行為が発覚した。すなわち、ある魚種 (シロザケ) の漁獲物が他の魚種 (ベニザケ) に替えられていたこと、第一漁業許可水域におけるベニザケの漁獲量の一部が隠匿されたこと、及び操業日誌と航海日誌 (SSD) における記録の改竄が行われたこと、である。」

31. 2007年6月2日に、ロシア連邦の連邦保安庁国境警備隊の担当官が抑留調書を作成した。この調書は、次のことを理由として豊進丸が抑留されたことを記録している。

[被告国によるロシア語からの英訳]

「SSD (航海日誌) に真実と異なる不適当な操業記録があったこと、立入検査の結果、漁獲許可証により漁獲が許された漁獲量と船内の実際の漁獲量が異なることが明らかとなったこと、操業日誌に不正確な情報を記載したこと、及び、

生物資源の種類を替えたこと]

32. この抑留調書は、豊進丸船長が、同船をPetropavlovsk-Kamchatskii市に向かわせること及びこの調書に署名することを、いずれも拒否したことを記録している。

33. 2007年6月2日付の書簡で、ロシア連邦の連邦保安庁北東沿岸国境警備局は、在ウラジオストク・日本国総領事に対し、豊進丸の立入検査と抑留について通報した。同書簡によると、「……水産物の魚種構成に虚偽があった。そのため、約14トンの生のベニザケが不法に漁獲された」。同書簡はまた、豊進丸船長の行動が、1998年12月17日のロシア連邦の排他的経済水域に関するロシア連邦法第191-FZ号の12条2項に違反したこと、1995年4月24日の野生生物に関するロシア連邦法第52-FZ号の35条3項及び40条2項に違反したこと、並びに、ロシア連邦の河川に発生する溯河性資源の漁獲に関する規則（2007年3月19日の日ロ漁業合同委員会第23回会議の議事録で承認³⁾）の3.5.1条、3.5.5条、3.5.6条、7条、14.1条、14.2条及び19条に違反したこと、を記している。

34. 2007年6月3日に、豊進丸はPetropavlovsk-Kamchatskii市の港に司法手続のために曳航された。

35. 2007年6月4日、駐屯地軍事検察部決定により、豊進丸の船主に対して行政裁判が開始された。この決定は、特に次の内容を有するものである。

[被告国によるロシア語からの英訳]

3) 訳者注：2007年3月12日～19日に日ロ漁業合同委員会第23回会議が開催され、この会議では日本の200カイリ水域内におけるロシア系サケ・マスの日本漁船による漁獲について協議が行われた。同年3月19日～4月26日に日ロ政府間協議が行われ、ロシア200カイリ水域内におけるロシア系サケ・マスの日本漁船の漁獲について協議された。後者の日ロ政府間協議がロシア水域内での漁獲を対象としていることから分かるように、「承認された」という規則は後者の日ロ政府間協議の4月26日付議事録においてである。しかし、この後者の議事録は前者の日ロ漁業合同委員会第23回会議の議事録の一部を構成するという扱いになっているため、会議の場としても日程的にも分かりにくい。形式上、日ロ漁業合同委員会の3月19日付議事録で承認という扱いになっている。以上について、外務省及び水産庁のウェブサイト「日ロ漁業合同委員会第23回会議の結果について」などを参照。

「池田水産がロシア連邦行政的違法行為法8.17条2項に基づき処罰される行政的違法行為を行ったことについて有罪とするに十分な証拠が存在することを考慮し、並びに、同法25.11条、28.1条、28.4条及び28.7条及び『ロシア連邦検察庁に関する』連邦法の25条の定めるところに従って、次のように決定する。

1. ロシア連邦行政犯罪法8.17条2項に基づき、『池田水産』に関して行政裁判を開始すること。
2. 『池田水産』に関して行政捜査を実施すること、及びその捜査の実施をロシア連邦の連邦保安庁北東沿岸国境警備局に委ねること。
3. 本決定を関係当事者に通知すること。」

36. ロシア連邦行政的違法行為法の8.17条2項は、次の規定である。

[被告国によるロシア語からの英訳]

「ロシア連邦の内水、領海、大陸棚又は排他的経済水域における水生生物資源の漁獲及びその保護に関する規則、水面の利用のための許可の条件又は水生生物資源の漁獲のための許可条件に違反する行為を行った者は、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額の半額以上全額以下の金額の行政罰金に処する。この行政罰は、当該行政的違法行為を行った船舶その他の道具の没収を伴うことがある。

違反行為を行った者が公務員である場合には、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額以上その1.5倍の額以下の金額の行政罰金に処する。この行政罰は、当該行政犯罪を行った船舶その他の道具の没収を伴うことがある。

違反行為を行った者が法人である場合には、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額の2倍以上3倍以下の額の行政罰金に処する。この行政罰は、当該行政的違法行為を行った船舶その他の道具の没収を伴うことがある。」

37. 2007年6月7日に、国家海洋監督部担当官は、豊進丸の船内にあった積載物を検査した。本件申立訴状によると、「違法とされた豊進丸の漁獲物は、被告国の当局により没収され保管所に移されており、また、その他の漁獲物は豊進丸の船内に残された」。

38. 被告国の主張によると、豊進丸の船長は、船舶を安全に保管することを

拒否した、という。また、被告国によると、2007年6月8日に、国家海洋監督部の上級監督官は、豊進丸を安全に保管させるため同船とそのすべての設備と備品をカムチャツカ物流センター社に移送することを決定した、という。

39. 2007年6月13日に、国家海洋監督部の主任監督官は、行政裁判を進めるために、当該船舶の船主に対し証拠書類を要請することを決定した。被告国によると、その書類は2007年7月4日に受理された。

40. 2007年6月26日に、北東沿岸国境警備部の捜査当局は、豊進丸船長を被告人とする刑事裁判第700518号を開始した。その犯罪嫌疑は、ロシア連邦刑法256条1項(a)及び(b)が規定する「自走式輸送手段を用いた重大な損害を与える不法漁業」の罪である。暫定的捜査によると、同船長は、特に次の法律の定める義務を履行しなかったという。

(a) ロシア連邦の河川に発生する溯河性資源の漁獲に関する規則の3.5.1条、3.5.5条、7条、14.1条、14.2条及び19条。同規則は、ロ日漁業合同委員会第23回会議の2007年3月19日付議定書により承認されている。

(b) 1998年12月17日のロシア連邦の排他的経済水域に関するロシア連邦法第191-FZ号の12条

(c) 1995年4月24日の野生生物に関するロシア連邦法第52-FZ号の40条2項

41. ロ日漁業合同委員会第23回会議の2007年3月19日付議定書により承認された、ロシア連邦の河川に発生する溯河性資源の漁獲に関する規則の3.5.1条、3.5.5条、7条、14.1条、14.2条及び19条は、次の規定である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

[3.5.1条 漁獲に関する規則及び特定の生物資源の漁獲に係る制限を遵守し並びに生物資源に係る漁業許可証において定められた義務を履行すること。

3.5.5条 この規則の附属書I-4、I-5及びI-6の定めるところに従って、操業の結果に関して毎日、10日毎に及び毎月報告書を提出すること。

3.5.6条 操業日誌を保管すること（附属書I-7及びI-8）。その操業日誌は、革紐で縛るもの（strapped）でなくてはならず、また、船舶の船主の押印及び署名の方法で認証されなくてはならない。

7条 操業が認められるのは、許可された期間において許可された海域で許可された漁獲量についてであり、かつ、流し網を用いる場合に限られる。これ以外の漁具及び漁獲方法は、禁止する。

14.1条 流し網漁によるサケ・マス漁により実際に漁獲された量の割当の算定は、各漁船について、漁獲されたサケ・マスの重量及びその数量について魚種ごとに行う。

14.2条 漁獲された魚はすべて、分類され及び重量を計測しなくてはならない。その結果は流し網漁漁船の操業日誌に、1kg毎に及び1匹毎に正確に記さなくてはならない。

19条 同一の船倉内にサケ・マスの異なる魚種を一緒に保管することは、禁止する。サケ・マスの異なる魚種を同一の船倉内に保管するときは、それぞれの魚種ごとに（垂直の仕切り板を用いて）明確に分けなければならない。」

42. 1998年12月17日のロシア連邦の排他的経済水域に関するロシア連邦法第191-FZ号の12条2項は、次の規定である。

[*Law of the Sea Bulletin* No. 46, United Nations (2001), pp. 46-47より]

「操業許可の保持者は、次に定める義務を負う。

- ・生物資源の漁獲について定められた規則及びその漁獲量の制限を遵守すること、並びに、生物資源の商業的開発の許可条件を遵守すること。
- ・定められた支払を迅速に行うこと。
- ・生物資源の生息地の自然状態の悪化を防止すること。
- ・生物資源の種の不法な順応を防止すること、及び、隔離制度の条件を遵守すること。
- ・保護機関の担当官による商業漁船への立ち入りを妨害しないこと。
- ・自己の負担で、保護機関の担当官の最適作業環境を確保すること。
- ・次に掲げる特別に権限が与えられた当局に対し、迅速にかつ費用（コンピュータによる印刷費用を含む。）を自己負担して、生物資源の漁獲量並びにその資源の商業開発の期間、型及び海域を報告すること。その報告には、

【資料】国際海洋法裁判所「豊進丸事件」（早期釈放）2007年8月6日判決

他の船舶に又は他の船舶から積荷した生物資源及び海産物の量、品質及び魚種に関する情報並びに外国の港に荷下ろしし又は外国の港で積荷した生物資源及び海産物の量、品質及び魚種に関する情報を含む。

報告を提出すべき当局：連邦国境業務執行機関、連邦漁業執行機関、連邦環境保護執行機関、連邦税関業務執行機関、連邦通貨輸出管理執行機関及び連邦税務執行機関

- ・ロシア連邦の沿岸当局と定期的な連絡を行うこと。また、適当な装置を利用できるときは、主な国際的総観時間（synoptical times）に、最近距離にあるロシア連邦無線気象センターに対し、世界気象機関の標準手続に従って気象的及び水文的観測情報を送信し、及び海洋環境に対する油汚染を発見したときはその情報を緊急に送信すること。
- ・特別に権限が与えられた連邦漁業執行機関が定める様式で、商業的操業日誌を保持すること。
- ・特別の標識を有すること。
- ・漁具の両端に、船舶名（外国船舶はその旗国名）、生物資源の商業開発についての許可証番号及び漁具の目録番号を記すこと。」

43. 1995年4月24日の野生生物に関するロシア連邦法第52-FZ号の40条2項は、次の規定である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「野生生物利用の許可の保持者は、次に掲げる義務を負う。

- ・許可証に記された方式でのみ、野生生物を利用すること。
- ・野生生物の利用に関して定められた規則及び期間を遵守すること。
- ・野生生物を利用するときは、自然の世界の一体性を害しないような方法を用いること。
- ・野生生物の自然の生息地の破壊又は悪化を防止すること。
- ・利用可能な野生生物の量を計測し及び野生生物の現在の状況を評価すること、また、野生生物の自然の生息地の状況を評価すること。
- ・野生生物の再生産を確保するため必要な措置をとること。

- ・野生生物の保護の達成に当たり、国家当局を支援すること。
 - ・野生生物（希少な種及び絶滅のおそれのある種を含む。）の保護と再生産を確保すること。
 - ・野生生物を利用するに当たり、人道的な方法を用いること。
- 規則、期間並びに野生生物の捕獲にあたり使用が認められた道具及び方法は、国家当局が定める。当該当局は、野生生物の利用及びその自然の生息地を保護し、管理し及び規制する特別の権限を有しているものであって、かつ、ロシア連邦政府又はロシア連邦の執行機関による承認を受けたものでなくてはならない。」

44. 捜査当局によると、船長の犯罪嫌疑は以下である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「（船長は、）必要な許可を有することなく……6,343匹のベニザケ（総重量20,063.80kg）を漁獲した後、……そのベニザケの内臓を取り除き、頭を切り落とし、焼き上げ及び塩漬けにする加工を施した（総重量15,199.85kg）。同船長は、これらの海産物をその操業日誌及び航海日誌に、ベニザケより安価なシロザケ海産物として記録した。このことは、ロシア連邦における水生生物資源に対し、700万ルーブル以上に相当する重大な損害を与えた。

（中略）

ロシア連邦刑法256条1項(a)及び(b)に規定される犯罪行為の嫌疑で、刑事手続が開始された。」

45. ロシア連邦刑法256条1項(a)及び(b)は、次の規定である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「魚、〔海産哺乳動物〕その他の水生動物の不法な漁獲又は海洋植物の収穫であって次のa)及びb)に該当するものは、10万ルーブル以上30万ルーブル以下の罰金若しくは被告人が1年以上2年以下の期間で得られる賃金その他の収入の金額の罰金、2年以下の矯正労働の刑又は4月以上6月以下の懲役に処する。

a) 大規模な損害を与えるもの。

b) 自走式の輸送船又は爆発物、化学製品、電流……を用いて行われるもの。」

【資料】国際海洋法裁判所「豊進丸事件」（早期釈放）2007年8月6日判決

46. 2007年7月11日付の在ウラジオストク・日本国総領事館宛ての書簡で、地域間検察部は、本件不法操業により水生生物資源に生じた損害は、792万7,500ルーブルに相当することを、確認した。

47. 2007年6月6日付のロシア連邦外務大臣宛ての口上書で、在ロシア・日本国大使館は、国連海洋法条約73条2項に基づき、合理的な保証金の提供により豊進丸とその乗組員を釈放するよう、要請した。同じ口上書が、2007年6月8日にロシア連邦外務大臣に、2007年6月12日に在日本・ロシア連邦大使館に、送付された。

48. 2007年6月29日の国家海洋監督部の上級沿岸警備監督官の決定に基づき、当該船舶の価格を評価するための調査手続が開始した。2006年7月6日付の書簡で、国家海洋監督部は、豊進丸の船主の代表者に対し、保証金の額を決定するために必要な船舶の評価額に関する情報を提供するよう、要請した。被告国によると、回答はなかったという。

49. 2007年7月6日付の在ロシア連邦・日本国大使館宛ての口上書において、ロシア連邦外務省は、日本国大使館に対し、抑留されている豊進丸とその乗組員は、保証金が提供された場合には直ちに出国できること及びその保証金の額は現在算定中であること、を通報した。

50. その後、2007年7月13日付の口上書で、ロシア連邦外務省は、日本大使館に対し、保証金の額を2,500万ルーブル（792万7,500ルーブルに相当する損害額を含む。）に決定したことを、通知した。この口上書は、豊進丸とその乗組員（船長を含む。）はこの保証金が提供された場合にはロシア連邦から直ちに出国できることを、記した。

51. 被告国は、当初、保証金を2,500万ルーブルに定めていた。この金額は、本件裁判の弁論において、2,200ルーブルに修正された。当該船舶の評価額が改められたためである。被告国によると、保証金の額は次のものを勘案して算定した、という。

- ・船長に科されうる最高罰金額：50万ルーブル（法的根拠はロシア連邦刑法256条）、

- ・船主に科されうる最高罰金額：200万1,364.05ルーブル（算定方法：不法漁獲量の価格（1kg当たり33.25ルーブル×20,063.8kg）×3倍；法的根拠はロシア連邦行政的違法行為法8.17条2項）、
- ・手続費用：24万ルーブル（ロシア連邦行政的違法行為法24.7条に基づく）、
- ・保護されている海洋生物資源の不法操業により生じた損害についての罰金額：792万7,500ルーブル（算定方法：1,250ルーブル（ベニザケ1匹当たりの金額）×6,342匹）：法的根拠はロシア連邦民法1064条及び1068条、並びに野生生物に関する連邦法（規則第724/2000号）4条、40条、55条、56条及び58条）、並びに、
- ・船体価格1,135万ルーブル

管轄権

52. 当裁判所は、まず最初に、当裁判所が本件申立てを審理する管轄権を有しているかどうかを、検討しなくてはならない。当裁判所の管轄権を認定するために満たさなくてはならない要件は、海洋法条約292条に規定されている。この規定は、次のように定める。

〔第292条 船舶及び乗組員の速やかな釈放〕

- 1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から10日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第287条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。
- 2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。

【資料】国際海洋法裁判所「豊進丸事件」（早期釈放）2007年8月6日判決

- 3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。
- 4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。」

53. 日本とロシア連邦は、いずれも海洋法条約の締約国である。日本は、1996年6月20日に同条約を批准し、同条約は1996年7月20日に日本について発効した。ロシア連邦は、1997年3月12日に同条約を批准し、同条約は1997年4月11日にロシア連邦について発効した。

54. 豊進丸の旗国としての日本の地位は、被告国から争われていない。

55. 豊進丸、その船長及びその乗組員は、Petropavlovsk-Kamchatskii市の港に所在している。

56. 申立国は、被告国が、合理的な保証金の支払または合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するという海洋法条約73条2項の規定を遵守しなかった、と主張する。

57. 両当事国は、抑留の時から10日以内に他の裁判所に船舶の釈放の問題を付託することについて、合意しなかった。

58. 当裁判所は、船舶の早期釈放を求める本件申立ては、日本政府によりITLOS規則110条及び111条に従って行われた、と考える。

59. 以上の理由で、当裁判所は、当裁判所が海洋法条約292条に基づく管轄権を有すると認定する。

受理可能性

60. 海洋法条約292条1項は、釈放に係る申立ては、合理的な保証金の支払または合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈

放するという条約規定を抑留した国が遵守しなかったという主張に基づいていなければならない、と規定する。本件において、日本の申立訴状にこの主張が示されているので、受理可能性についてのこの要件は満たされている。両当事国は、本件申立ての受理可能性については別の点に関して見解が異なっている。

61. 被告国は、早期釈放に係る本件申立ては、2つの理由で受理可能でない、と主張する。

62. 第一に、被告国は、この申立ては2007年7月13日に争訟性を失った、という。この日に、権限あるロシア当局は、申立国に対し、保証金の額が2,500万ルーブル（約98万ドル）に定められたこと、及び、その保証金の提供があった後に船舶とその乗組員（船長を含む。）がロシア連邦の領域からの出国が許されること、を通知した。被告国は、申立訴状の提出以降に生じた事態が申立ての目的を失わせることがある、と主張する。

63. これに対し、申立国は、「その保証金の額の設定は、合理的な保証金の支払または合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するという条約規定をロシア連邦が遵守していないことについての紛争を、解決していない。」と主張する。申立国は、被告国の反論書を受け取った後の2007年7月18日に、当初の申立主張を明確にして、次のことを主張した。すなわち、2007年7月13日に被告側が定めた保証金の額は合理的でないこと、及び、その保証金は海洋法条約292条の要件を満たしていないこと、である。申立国はまた、その保証金の額は速やかに定められていない、と主張した。

64. さて、当裁判所は、原則として、受理可能性の問題を判断するための決定的期日は申立訴状が提出された日であると考えるが、申立訴状が提出された後の事態によりその請求の目的を失わせることがあることを、承知している（核実験事件（オーストラリア対フランス）判決*ICJ Reports 1974*, p. 253, at p. 272, para. 62; 国境武力活動事件（ニカラグア対ホンジュラス）判決*ICJ Reports 1988*, p. 69, at p. 95, para. 66; 2000年4月11日の逮捕状事件（コンゴ民主共和国対ベルギー）2000年12月8日暫定措置命令*ICJ Reports 2000*, p. 182, at p. 197, para. 55）。

65. しかし、本件事件において、当裁判所は、被告国による保証金の額の設定は請求の目的を失わせることはない、と考える。サイガ号事件において、当裁判所は、国が海洋法条約292条に基づき申立てを行うことができるのは、保証金の額が定められていない場合だけではなく、抑留国が定めた保証金が合理的でないと裁判所が考える場合もありうる、と判示した（*ITLOS Reports 1997*, p. 16, at p. 35, para. 77）。当裁判所は、この法理を再確認するとともに、保証金が海洋法条約292条に基づき合理的であるかどうかを判断するのは当裁判所であることを、強調しておく。

66. 当裁判所は、両当事国間の紛争の性質は変わっていない、と考える。しかし、本件紛争の範囲が狭まったこと、及び、船舶釈放に関する両当事国間の法理的紛争が今はその保証金の合理性に向けられていること、に留意する。

67. 第二に、被告国は、申立国の申立主張1項(c)は曖昧かつ一般的に過ぎる、と主張する。被告国の見解によると、この申立主張は特定されていないため、当裁判所がこの申立主張を適当に検討することも被告国がこれに回答することも、不可能である。また、被告国は、当裁判所は、海洋法条約292条において、拿捕された船舶が釈放されるための条件を決定する権限を持たない、と主張する。更にまた、被告国は、ITLOS規則113条2項において当裁判所がなすべきことは、船舶と乗組員の釈放のために提供されるべき保証金その他の金銭上の保証の額、性質及び方式を判断することのみである、と述べる。

68. 当裁判所は、これらの主張には根拠がない、と考える。本件申立ては、海洋法条約73条2項と合わせて解釈される292条に基づいている。申立国は、当裁判所に対し、条約292条3項に基づく権限を行使して、合理的な保証金の支払または合理的な他の金銭上の保証の提供の後に当該船舶及びその乗組員を釈放するよう命じることを、求めている。

69. したがって、当裁判所は、本件申立ては受理可能である、と判断する。

海洋法条約73条2項の不遵守

70. 申立国は、当裁判所に対し、被告国が海洋法条約73条2項を遵守していない、なぜなら被告国は合理的な保証金または合理的な金銭上の保証を提供した後に船舶及びその乗組員を釈放していないためである、と宣言するよう求めている。

71. 条約73条2項は、次の規定である。

「拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。」

72. 2007年6月1日に、豊進丸は、ロシア連邦の連邦保安庁北東沿岸国境警備局国家海洋監督部の漁業取締船の監督チームにより、ロシア連邦の排他的経済水域において、停船を命じられ、乗船された。同船は、被告国の Petropavlovsk-Kamchatskii市の港に向けて同取締船により曳航され、それ以降、同船とその乗組員はその地に留め置かれている。

73. 同船とその乗組員の釈放のための保証金が被告国により定められたのは、2007年7月13日であった。これは、豊進丸の早期釈放に係る申立訴状が提出された7日後のことで、同船が拿捕されてから5週間以上経っていた。被告国は、2007年6月6日以降繰り返し行われた、合理的な保証金または他の合理的な金銭上の保証の提供の後に同船とその乗組員を釈放するよう求める申立国からの要請に、応じなかった。被告国側は、その遅延は船長と船主の非協力のためである、と主張する。

74. また、両当事国の間では、船長と乗組員が豊進丸とともに抑留されているかどうかについて、見解が異なる。

75. 申立国は、豊進丸の船長と乗組員が依然として抑留されていること、乗組員は同船の適切な保守のために船内に残る必要があること、及び乗組員の釈放は同船の釈放と完全には切り離せないこと、を主張する。

76. それに対し、被告国は、船長以外の乗組員は実際には抑留されていないこと、乗組員がロシア連邦への正式な入国の許可及び同国からの正式な出国の許可を得ていないとしても、それは彼らが犯罪行為を行ったためではなく、船主がその出入国の許可を権限ある当局に申請するよう義務づけられている――

ロシアの港に到着するすべての外国人船乗りには適用される通常の簡単な手続きである——ことによること、を主張する。

77. 当裁判所は、被告国が、船長の自由行動に対する制限は2007年7月16日に解除されたと述べていることに、留意する。当裁判所はまた、船長と乗組員は、今もなお、ロシア連邦内に留まっていることに、留意する。

78. 更にまた、申立国は、海洋法条約73条2項に反して速やかに保証金が定められなかった、と主張する。この主張を、被告国は否認している。

79. もっとも、両当事国とも、原則的として保証金は当該事案の複雑な事情を勘案して合理的な期間内に定めるべきという点で、意見が一致している。

80. 海洋法条約は、保証金を定めるための精確な期限を規定していない（カモコ号事件判決 *ITLOS Reports 2000*, p. 10, at p. 28, para. 54）。また、海洋法条約292条の趣旨及び目的から考えて、保証金を定めるために必要な期間は合理的であるべきである。海洋法条約292条は、旗国が船舶またはその乗組員の抑留の後のどの時点で申立訴状を提出すべきかを定めておらず、また、当裁判所において早期釈放の裁判を開始する最短期間は、同条1項に従い、抑留の時から10日である。

81. さて、ここで、被告国が定めた保証金の合理性の問題を取り上げよう。

82. 当裁判所は、これまでのいくつかの判決で保証金の合理性の問題について自身の見解を示してきた。カモコ号事件判決では、「当裁判所は、いくつかの要因が保証金または他の金銭上の保証の合理性の評価に関係する、と考える。その要因には、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律において科されるまたは科されない刑罰、抑留された船舶及び積載貨物の価値、抑留国が課す保証金の額とその方式が、含まれる。」と述べた（*ITLOS Reports 2000*, p. 10, at p. 31, para. 67）。また、モンテ・コンフルコ号事件判決では、「これは、要因の網羅的な列挙ではない。また、当裁判所は、これらの要因のそれぞれに与えられる正確な重要性について、確固とした規則を示すつもりはない。」と付言した（*ITLOS Reports 2000*, p. 86, at p. 109, para. 76）。ヴォルガ号事件判決では、「保証金または他の金銭上の保証の合理性を評価するに当たっては、当該事件

のすべての事情を考慮して、抑留国が定める保証金または保証の条件に妥当な考慮を払わなくてはならない。」と述べた (*ITLOS Reports 2002*, p. 10, at p. 32, para. 65)。そして、ジュノ・トレーダー事件判決において、当裁判所は、「関連要因の評価は、両当事国が裁判所に提出したすべての情報を考慮して、客観的なものでなくてはならない。」と判示した (*ITLOS Reports 2004*, p. 17, at p. 41, para. 85)。

83. 被告国は、前述51項で示した2,200万ルーブル (約86万2,000ドル) の金額を正当化するため、色々と主張を行っている。同国は、ロ日漁業合同委員会での直近の2回の会議において、ロシア政府代表が、日本政府代表に対し、ロシアの排他的経済水域での日本漁船の抑留の場合において早期釈放に適用される手続きについて通知した、と述べた。被告国はまた、この場合において保証金の評価に適用される規準についても、その2回の会議の場で示した、という。被告国は、その反論書65項で、2006年12月14日付のロ日漁業合同委員会第23回会議の議事録の附属書10に含まれている文書と、2007年4月26日署名のロシア連邦200カイリ水域内での日本漁船によるロシア発生のサケの漁獲の問題に関するロ日政府間協議の議事録附属書4-2に含まれている文書に、言及している。これらの文書によると、保証金は、科される可能性のある罰金の額、生じた損害の賠償額、不法に漁獲された生物資源の費用、その加工品の金額、及び不法漁獲に用いられた道具 (例えば、船舶、装備など) に相当すべき金額、としている。被告国は、その規準と手続きは、当裁判所が設けた規準に合致すると主張する。被告国は、日本政府代表はこのやり方に何ら異議を示すことはなく、日本側がこれを黙認したことが推定できる、と述べた。

84. これに対し、申立国は、早期釈放に係る保証金の算定に当たり船体価格を含むような方法には黙示的にも同意していない、と主張する。また、申立国は、2006年12月14日付のロ日漁業合同委員会の第23回会議の議事録附属書10のロシア語テキストにも同意していない、と主張する。特に、申立国は、船体価格が常に保証金に含まれるという被告国の解釈に、反対している。

85. さて、漁業に関わる長期の安定的な二国間関係においては特に、漁船が

抑留された場合の保証金設定について合意された手続きは、相互の信頼に貢献し、誤解を解く一助となり、及び紛争を防止することができるものである。しかし、本件事件においては、当裁判所は、裁判所に提出された情報から考えると、ロ日漁業合同委員会で日本に通知されたとされる被告国の文書に記された保証金算定手続きを日本政府代表が黙認したとはいえない、と考える。

86. ロ日漁業合同委員会などの合同委員会の議事録は、両当事国間の権利義務の淵源となりうる。カタル＝バーレーン海洋境界画定・領土問題事件判決（管轄権及び受理可能性*ICJ Reports 1994*, p. 112）において、国際司法裁判所は、この可能性を認めつつ、エーゲ海大陸棚事件判決を引用して、「当裁判所は、特に、その実際の文言とその文言が作成された具体的な事情とを、考慮しなくてはならない」（*ICJ Reports 1978*, p. 3, at p. 39, para. 96）、と述べた。カタル＝バーレーン海洋境界画定・領土問題事件判決において、ICJは、次のように述べた。

「議事録は、単なる会合記録ではない。……議事録は、討論を記述するだけのものでも、意見の一致・不一致の点を要約するだけのものでもない。議事録は、当事国が同意した約束を列記するものである。したがって、議事録は、当事国について国際法上の権利義務を創設する。議事録は、国際的な合意を構成する。」（*ICJ Reports 1994*, p. 112, at p. 121, para. 25）

87. 本件に関して、会合の議定書にはいくつかの事項について意見の一致があったことが記されているが、保証金の設定に関してロシア側が通知した規準を記しているとはいえない。この点については、黙示的な同意または黙認を推定することはできない。この状況は、「主張すべきでありかつそれが可能な場合、沈黙した者は同意したものとみなす（*qui tacet consentire videtur si loqui debuisset ac potuisset*）」という規則（プレアビヘア寺院事件本案判決（*ICJ Reports 1962*, p. 6 at p. 223））に従って対応すべき義務を日本が負っている、というような状況ではない。

88. 当裁判所は、保証金の額は、嫌疑のある犯罪行為の重大性に比例すべきである、と考える。海洋法条約292条は、沿岸国は、保証金を定めるにあたり、

73条2項が規定する要件に従うことを確保する意図を有している。その要件とは、沿岸国が定める保証金は関連する諸要因の評価に照らして合理的であること、である。

89. 海洋法条約292条に基づく裁判手続は、その3項に明記されているように、釈放の問題のみを取り扱うのであり、適当な国内の裁判所に係属する船舶またはその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。それにも関わらず、当裁判所は、本件裁判手続において、被告国が定めた保証金の合理性を適切に評価するために必要な範囲で、本件事件の事実と事情を審理することを、妨げられない（モンテ・コンフルコ号事件判決*ITLOS Reports 2000*, p. 86, at pp. 108-109, para. 74）。ただし、当裁判所がそのように審理することは、当裁判所が上訴審として行動することを意味するのではないことを、強調しておきたい（モンテ・コンフルコ号事件判決*ITLOS Reports 2000*, p. 86, at p. 108, para. 72）。

90. 被告国が説明したように、豊進丸の釈放保証金2,200万ルーブルの算定は、船長と船主に科される可能性のある罰金額、不法に漁獲したとされるベニザケの漁獲量に基づき算定された罰金額、船体価格、及びロシア当局が負担した捜査に係る行政費用、に基づいて行われた。

91. 申立国は、保証金が合理的であるためには、その金額が一定の要因（特に犯罪行為の重大性）を反映しなくてはならない、と主張する。このことは、科される可能性のある最高罰金額を反映した金額に保証金を定めることを、排除する。申立国によると、嫌疑のある本件犯罪行為は過剰漁獲や無許可操業ほどの重大性を有しないのであるから、保証金の算定にあたり船体価格を考慮に入れることは合理的でない。ロシア法において、没収は刑罰の1つである。しかし、申立国の見解では、当該犯罪行為の重大性の程度が低いことを考慮すると、合理的な保証金の算定に船体価格を含めるような国内手続と同様の結果になるような保証金は、合理的とはいえない。申立国によると、保証金の額は、本件で科される可能性のある刑罰を考慮すると、800万ルーブル（約31万3,000ドル）を超えることはない、という。

92. これに対し、被告国は、漁獲が合法であるのは、沿岸国が定めたすべての適用可能な規則と規範を遵守して行われる場合（沿岸国の権限ある機関に対し魚種と漁獲量に関する情報を適時かつ完全に報告することを含む。）に限られる、と主張する。被告国は、本件犯罪行為は重大な性質を有しており、船舶の没収と最高罰金額の賦課は正当である、という。最後に、被告国は、保証金はロシア連邦法に従って算定される損害額を含む、と述べる。

93. さて、当裁判所は、2,200万ルーブル（約86万2,000ドル）の保証金が合理的であるとは考えない。当裁判所は、抑留国は報告に関する規則の違反に対して制裁を課すことができると考えるけれども、本件の事情に鑑みると、船主と船長に適用される最高罰金額に基づいて保証金を定めることは合理的とは考えないし、船舶の没収に基づいて保証金を算定することも合理的とは考えない。これに関して、当裁判所は、適用されるロシア法令は保証金の評価にあたり拿捕された船舶の価値を当然に含むとは規定していないことに、留意する。

94. これらの理由から及び本件の事情を鑑みて、当裁判所は、被告国は海洋法条約73条2項を遵守していないこと、本件申立ては十分な根拠があること、したがって、ロシア連邦はITLOS規則102条に従い豊進丸（船内の漁獲物と同船の乗組員を含む。）を速やかに釈放しなければならないこと、を判令する。

保証金または他の金銭上の保証の額と方式

95. さて、ここで、ITLOS規則113条2項の定めるところにより、提供されるべき保証金または他の金銭上の保証の額、性質及び方式を判断しなくてはならない。海洋法条約293条に基づき、当裁判所は、海洋法条約及び海洋法条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

96. 被告国は、豊進丸の船長が行った犯罪行為は重大なものであると考えている。被告国によると、豊進丸の船長は、20トンの生ベニザケを、より安価なシロザケとして申告していた。もし豊進丸の船内にある魚種の取り替えをロシア連邦の権限ある当局が発見しなかったなら、その20トンのベニザケがロ

シア連邦の排他的経済水域からただ単に不法に盗取されてしまっていた。その場合、海洋生物資源のこの漁獲量について一体何があったのか、ロシア連邦の権限ある機関は、この魚種（ベニザケ）の総漁獲可能量の一定割合に対して管理を行うに当たり、説明できなかつたであろう。被告国の見解では、これは、不法・無報告・無規制漁業の古典的な例である。被告国によると、この犯罪行為の重大性を考えると、2,200万ルーブルの保証金は正当なものである、という。

97. これに対し、申立国は、嫌疑ある本件犯罪行為は、無許可操業でも過剰漁獲でもなく、同船が許可を受けて漁獲することができる量についての不実記載である、という。申立国はまた、豊進丸の船内にあるベニザケの量は同船が漁獲許可を受けている制限の範囲内に十分に収まっているのであるから、ベニザケ資源が損害を受けたとか危険に晒されたとはいえない、と主張する。

98. 確かに、本件事件は、当裁判所がこれまでに取り扱った他の事件と異なり、無許可操業の事案ではない。豊進丸は、有効な操業許可を有しており、ロシアの排他的経済水域内に入域しここで漁獲することが許されていた。ロシアと日本は、当該水域における漁業活動に関して、緊密に協力をしている。両国は、漁業資源の管理及び保存に関する協議のための制度的枠組みも設けていて、この枠組みは、太平洋におけるロシア連邦排他的経済水域の漁業資源の管理及び保存について、適用可能な規則の執行の問題も扱っている。両国は、ロシア連邦の排他的経済水域におけるロシア発生のサケ・マスの保存及び再生産を促進するために、協力をしてきた。そして、日本は、自国の旗を掲げて航行する漁船の乗組員がロシアの法令を尊重するよう確保する努力を続けたいという希望を、表明している。

99. 本件犯罪行為は、ほぼ満足できる協力枠組み内で行われた違反行為であると考えられる。同時に、当裁判所の見解では、豊進丸船長が行った犯罪行為が軽微な犯罪であるとか純粹に技術的な性質を有する犯罪であると考えべきでない。漁獲量の監督は、正確な報告を必要とするものであって、海洋生物資源を管理するための最も不可欠な手段の1つである。その措置を適用

し実施することはロシア連邦の権利であるというだけでなく、海洋法条約61条2項の規定も、排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保するために、考慮すべきである。

100. 以上の検討に基づき、当裁判所は、保証金は合計で1,000万ルーブルとすべきものとする。保証金は、被告国が指定する銀行口座への支払か、申立国が希望するなら銀行保証の方式をとるものとする。

101. この銀行保証は、特に、2007年6月1日にロシア連邦の排他的経済水域で生じた事態に関してロシア連邦が豊進丸を釈放するために提供されること、及び、この銀行保証の提供者は、ロシア連邦の適当な国内裁判所の最終判決若しくは決定によりまたは両当事国の合意により定められる金額（最高で1,000万ルーブル）をロシア連邦に支払うことを約束し保証すること、を記すべきである。この銀行保証に基づく支払は、保証者が、ロシア連邦の権限ある当局からの書面による請求と合わせて最終判決若しくは決定または両国の合意の文書の認証謄本を受領した後に、速やかに行われる。

主文

102. 以上の理由で、

当裁判所は、

(1) 全員一致で、

当裁判所が、日本が提出した本件申立てを海洋法条約292条に基づき審理する管轄権を有することを、認定する。

(2) 全員一致で、

海洋法条約73条2項の不遵守があったとする主張に関する本件申立ては受理

可能であることを、認定する。

(3) 全員一致で、

豊進丸とその乗組員は合理的な保証金または他の金銭上の保証の提供の後に速やかに釈放されるとする海洋法条約73条2項の規定を被告国が遵守していないという申立国の主張は十分な根拠があることを、認定する。

(4) 全員一致で、

ロシア連邦は、当裁判所が決定する保証金の支払または他の保証の提供の後に豊進丸（船内の漁獲物を含む。）を速やかに釈放しなければならないこと及び船長と乗組員は無条件で自由に出国させることを、決定する。

(5) 全員一致で、

その保証金は1,000万ルーブルの額とする、と決定する。

(6) 全員一致で、

この1,000万ルーブルの保証金は、被告国が指定する銀行口座への支払の方式か、または、申立国が希望するときは、ロシア連邦に所在する銀行若しくはロシアの銀行と提携する銀行からの銀行保証の方式でなくてはならない。

この判決は、2007年8月6日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれ日本政府とロシア連邦政府に送付する。

(Wolfrum国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Kolodkin、Treves、Lucky及びTürk各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、この判決に宣言を付した。また、柳井裁判官が、

ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、この判決に個別意見を付した。）

柳井裁判官個別意見

私が判決に賛成票を投じたのは判決の認定に実質的に同意したためであるが、私は、保証金の額の算定方法については留保した。

1. 豊進丸は、ロシア連邦から、ベニザケ、シロザケ、カラフトマス、ギンザケ及びマスノスケの一定量までを、2007年5月15日から7月31日までの期間において、ロシア排他的経済水域内で漁獲する許可を得ていた。豊進丸が2001年6月1日にロシア当局により停船させられ乗船を受けた時、同船は漁獲許可を得ていた海域で有効な許可証をもって漁獲をしていたし、船内にあった魚は漁獲許可証に示された魚種（つまりベニザケ、シロザケ及びマスノスケ）に合致していた。船内のこれら3魚種の漁獲量は、許可証に定められた制限の範囲内であった。特に、豊進丸が漁獲したベニザケ45トンのうち20トンは、安価なシロザケと記録されているとされる。しかし、豊進丸は、ベニザケについて85.7トン（不実記載があったとされる漁獲量の4倍以上である）、シロザケについて85.2トン（これもまた不実記載があったとされる漁獲量よりずっと多い）の漁獲の許可を得ている。つまり、犯罪の嫌疑は、無許可漁業あるいは過剰漁獲ではない。犯罪嫌疑は、同船が許可されていた漁獲量の不実記載である（2007年7月19日（木）午後のLowe教授弁論、ITLOS/PV.07/1,p.14）。

2. 被告であるロシアは、保証金の算定に当たり、ロシア排他的経済水域におけるサケ・マス資源に豊進丸が与えた損害額として792万7,500ルーブルを含めている。つまり、この金額は、ロシアが示した2,200万ルーブルの保証金の一部をなす。私は、ロシア連邦が国内法令に基づいて行ったこの損害額の算定方法について争う立場にない。しかし、ロシアが定めた保証金の合理性を適切に評価するために必要な範囲で、本件の事実と事情を検討することは、妨げられ

ない。私は、次に述べる3要因がその検討に当たり関係すると考える（判決89項）。

第一に、前述1項で述べたように、豊進丸は有効な許可を得て漁獲しており、不実記載のあった漁獲量でもその許可証に記された上限内に十分に収まっていた。その意味で、本件豊進丸事件は、当裁判所がこれまで扱ってきた他の事件と異なる（判決98項）。ロシア連邦の権限ある当局が2007年5月14日に豊進丸に許可証を発行した際、ロシア当局は、豊進丸に割り当てた漁獲量は、他のロシア漁船と外国漁船への割当量と合わせても、ロシア排他的経済水域内の環境はもとより、水域内のサケ・マス資源にも損害を与えることはない、と考えたはずである。

第二に、ロシア代理人自身が認識しているように、日本とロシアは1984年と1985年に両国間で締結された協定に基づき、漁業の事項において長い二国間協力の歴史がある（2007年7月20日（金）午前のZagaynov氏弁論、ITLOS/PV.07/2, p. 2）。日本の漁船は、この二国間の枠組みの中で、ロシアの排他的経済水域においてサケ・マスを漁獲している。溯河性資源の保存と管理にあたり、両国は、1985年協定に基づいて、特にこの協定が設置した日ロ合同委員会の行動を通じて、協力してきた。この点について、日本側代理人は、次のように述べてこの協力関係について言及している。

「この点について私が指摘したいことは、ロシア連邦との二国間条約の枠組み内で、ロシア発生のサケ・マスの保存と再生産を促進するため、積極的に協力してきた、という点である。例えば、我が国は、ロシア連邦におけるサケ・マスの孵化場と養殖場の運用のため大規模装置を提供しているし、また、両国の科学者は、本件事件が生じたロシア連邦の排他的経済水域内においてサケ・マス資源が高水準で保存されていることを、一致して認めている。」（2007年7月20日（金）午前の小松氏弁論、ITLOS/PV.07/2, p.2）

海洋法裁判所も、日本とロシアの間で、漁業分野（ロシア排他的経済水域におけるロシア発生のサケ・マスの保存と再生産を含む）で長期にわたる二国間の協力関係があることに、留意している（判決98項）。

第三に、私は、本件事件とモンテ・コンフルコ号事件及びヴォルガ号事件とを比較して、漁業資源の別の側面に目を向けておきたい。モンテ・コンフルコ号は、原告（セイシェル共和国）の旗を掲げて航行する船舶で、フランスの南洋領及び南極領のケルゲレン諸島の排他的経済水域で銀ムツ（toothfish）を無許可で漁獲した、とされた。ヴォルガ号は、原告（ロシア連邦）の旗を掲げて航行する船舶で、オーストラリアの排他的経済水域で無許可でマジェランアイナメ（Patagonian toothfish）を漁獲した、とされた。両船とも不法・無規制・無報告漁業を行ったとして、それぞれの事件の被告（フランスとオーストラリア）は、南極海洋生物資源保存条約（CCAMLR）が適用される海域で不法漁業が継続して行われたためこれらの資源の枯渇への懸念を表明した（モンテ・コンフルコ号事件判決 *ITLOS Reports 2000*, p. 110, para. 79; ヴォルガ号事件判決 *ITLOS Reports 2002*, p. 33, para. 67）。これら銀ムツとマジェランアイナメの資源の枯渇は国際関心事でありCCAMLRに基づき保存措置がとられているのに対し、ロシア排他的経済水域におけるサケ・マス資源は、上述したように、高水準で保存されている。

3. 以上の点に照らすと、豊進丸の犯罪行為は、有効な許可証に記された上限内に収まっている漁獲量の不実記載であり、これが、ロシア排他的経済水域におけるサケ・マス資源への損害をもたらしたとは考えることができない。この犯罪行為の有する比較的軽微な違法性と当該漁業資源についての上述の側面を保証金の決定に当たり適切に考慮に入れたなら、本件における保証金の額は、ずっと低く定められたはずである。

（柳井裁判官の署名）

（2017年11月30日稿）

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)（一般）「国連海洋法条約体制の包括的分析 — 条約発効20年の総括と将来への展望」（JSPS科研費

15H03294) による成果の一部である。